

介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表【本文】

新	旧	改正理由
<p>令和6年度（2024年度）介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。）により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助事業者及び補助事業等）</p> <p>第2 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 実施要綱第5の1により補助事業者が作成するユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画に基づき、補助事業者が実施する事業。</p> <p>5～6 （略）</p>	<p>令和6年度（2024年度）介護サービス提供基盤等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。）により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、<u>介護療養型医療施設等転換整備計画</u>、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助事業者及び補助事業等）</p> <p>第2 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 実施要綱第5の1により補助事業者が作成するユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画<u>及び介護療養型医療施設等転換整備計画</u>（以下「ユニット化整備計画等」という。）、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画に基づき、補助事業者が実施する事業。</p> <p>5～6 （略）</p>	<p></p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>第3 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(補助金交付額の算定方法)</p> <p>第4 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>また、複数年で整備する事業に係る補助金の交付額は、整備初年度における介護サービス提供基盤等整備事業に係る補助金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が認めた額とする。</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p><u>(交付金の対象除外)</u></p> <p>第4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。</p> <p>1 <u>地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業を行う場合</u></p> <p>(1) <u>土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p>(2) <u>職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用</u></p> <p>(3) <u>その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</u></p> <p>2 <u>介護施設等の施設開設準備経費等支援事業を行う場合</u></p> <p>(1) <u>平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に要する費用</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に要する費用</u></p> <p>3 <u>定期借地権設定のための一時金の支援事業を行う場合</u></p> <p>(1) <u>保証金として授受される一時金に要する費用</u></p> <p>(2) <u>定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用</u></p> <p>(3) <u>定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用</u></p> <p>4 <u>介護職員の宿舎施設整備事業を行う場合</u></p> <p>(1) <u>土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p>(2) <u>設備整備に係る経費</u></p> <p>(補助金交付額の算定方法)</p> <p>第5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>また、複数年で整備する事業に係る交付金の交付額は、整備初年度における介護サービス提供基盤等整備事業に係る補助金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が認めた額とする。</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>・国要領に準じた記載を削除</p> <p>・項番の修正</p>

新	旧	改正理由
<p>5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</p> <p>介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付額は、簡易陰圧装置の設置計画等ごとに、次により算出する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (1)及び(2)により得た額と、別表1(5)の第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額<u>に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額</u>を交付額とする。</p> <p>6 介護職員の宿舎施設整備事業</p> <p>介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付額は、介護職員の宿舎施設整備計画ごとに、次により算出する。</p> <p>(1) 介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付基準額は、介護職員の宿舎施設整備計画に記載された施設等につき、<u>介護職員1定員当たりの延べ床面積が33㎡を下回る場合には、実際の当該建築面積の宿舎整備に要する額とし、介護職員1定員当たりの延べ床面積が33㎡を上回る場合には、実際の当該建築面積のうち、基準面積33㎡に宿舎定員数を乗じた面積の割合を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第<u>5</u> 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。))に<u>次の書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 経費の配分調書(保福第1-18号様式)</u></p> <p><u>(2) 事業予算書(保福第1-20号様式)</u></p> <p><u>(3) 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金申請額算出調書(保福第277号様式)</u></p> <p><u>(4) 介護サービス提供基盤等整備事業計画書(保福第279号様式)</u></p> <p><u>(5) 別に指示する様式</u></p>	<p>5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</p> <p>介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付額は、簡易陰圧装置の設置計画等ごとに、次により算出する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (1)及び(2)により得た額と、別表1(5)の第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。</p> <p>6 介護職員の宿舎施設整備事業</p> <p>介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付額は、介護職員の宿舎施設整備計画ごとに、次により算出する。</p> <p>(1) 介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付基準額は、介護職員の宿舎施設整備計画に記載された施設等につき、<u>別表1(6)の第2欄に定める額</u>とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第<u>6</u> 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。))に<u>告示に定める書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>・補助率の導入に伴う修正</p> <p>・介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付金交付額の算定方法を具体的に明記</p> <p>・項番の修正</p> <p>・文言の整理</p>

新	旧	改正理由
<p>(交付の条件)</p> <p>第6 総合振興局長又は振興局長は、<u>この補助金の交付の決定に際しては</u>、次の条件を付すものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助事業の内容を変更(次のいずれかに該当する場合を除く。)する場合には、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。ただし、第2の各項に規定する補助事業の<u>対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>13 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の<u>終了後</u>5年間保管しておかななければならない。ただし、<u>処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。</u></p> <p>14 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上(市町村への補助の場合は50万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、総合振興局長又は振興局長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>15～18 (略)</p> <p>19 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を道に納付<u>しなければならない。</u></p>	<p>(交付の条件)</p> <p>第7 総合振興局長又は振興局長は、<u>補助金を交付する場合は</u>、次の条件を付すものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助事業の内容を変更(次のいずれかに該当する場合を除く。)する場合には、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。ただし、第2の各項に規定する補助事業の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>13 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の<u>翌年度から</u>5年間保管しておかななければならない。ただし、<u>処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については当該処分を制限された期間保存しなければならない。</u></p> <p>14 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し、又は効用の増加した<u>財産(1件の取得価格又は効用の増加価格)</u>が30万円以上(市町村への補助の場合は50万円以上)の機械、器具及びその他財産)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(<u>昭和40年大蔵省令第15号</u>)で定める耐用年数を経過するまで、総合振興局長又は振興局長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>15～18 (略)</p> <p>19 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を道に納付<u>させることがある。</u></p>	<p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番の修正</li> <li>・ 文言の整理</li> <li>・ 国要領に準じた記載に修正</li> <li>・ 国要領に準じた記載に修正</li> <li>・ 国要領に準じた記載に修正</li> <li>・ 文言の整理</li> </ul>

新	旧	改正理由
<p>20 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により事業者のこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合 <u>(仕入控除税額が明らかにならない場合又は0円の場合を含む。)</u> に速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を道に納付しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>21 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長又は振興局長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、<u>担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>20 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、<u>別記様式により速やかに総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>なお、総合振興局長又は振興局長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を総合振興局長又は振興局長の定めるところにより、道に納付させることがある。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、この補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長又は振興局長に報告すること。</u></p> <p>21 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。</p> <p><u>なお、土地所有者より返還があった場合には、総合振興局長又は振興局長へ報告しなければならない。</u></p> <p><u>また、総合振興局長又は振興局長に報告があった場合には、返還額の全部又は一部を道に納付させることがある。</u></p> <p>22 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長又は振興局長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、<u>取り壊し、又は担保に供したとき。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>・国要領に準じた記載に修正</p> <p>・国要領に準じた記載の削除</p> <p>・項番の修正</p> <p>・国要領に準じた記載に修正</p>

新	旧	改正理由
<p><b>22</b> <b>21</b>の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。</p> <p><b>23</b> 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。</p> <p><b>24</b> 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。</p> <p><b>25</b> 6の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。</p>	<p><b>23</b> <b>22</b>の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。</p> <p><b>24</b> 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。</p> <p><b>25</b> 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。</p> <p><b>26</b> 6の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。</p>	<p>・ 項番の修正</p> <p>・ 項番の修正</p> <p>・ 項番の修正</p> <p>・ 項番の修正</p>
<p>（補助金の交付決定内容等の変更）</p> <p>第<b>7</b> この補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に第<b>5</b>に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を<b>受けなければならない</b>。</p> <p>（補助事業等の中止又は廃止）</p> <p>第<b>8</b> この補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に関係書類を添付の上、<b>あらかじめ知事の承認を受けなければならない</b>。</p>	<p>（補助金の交付決定内容等の変更）</p> <p>第<b>8</b> この補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に第<b>6</b>に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を<b>受けるものとする</b>。</p> <p>（補助事業等の中止又は廃止）</p> <p>第<b>9</b> この補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に関係書類を添付の上、知事の承認を<b>受けるものとする</b>。</p>	<p>・ 項番の修正</p> <p>・ 文言の整理</p> <p>・ 文言の整理</p>

新	旧	改正理由
<p>(補助金の実績報告)</p> <p>第9 補助事業者は、補助事業が完了した日から 30 日以内（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から 30 日以内）又は翌年度の4月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第 1 の 28 号様式）に<u>次の書類を添えて</u>、総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p><u>(1) 事業精算書（保福第 1-31 号様式）</u></p> <p><u>(2) 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金精算書（保福第 278 号様式）</u></p> <p><u>(3) 介護サービス提供基盤等整備事業実績書（保福第 279 号様式）</u></p> <p><u>(4) 別に指示する様式</u></p> <p>第 10 （略）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 6 年 12 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する</u></p>	<p>(補助金の実績報告)</p> <p>第 10 補助事業者は、補助事業等が完了した日から 30 日以内（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から 30 日以内）又は翌年度の4月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第 1 の 28 号様式）に<u>告示に定める</u>書類を添えて、総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第 11 （略）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する</p>	<p>・項番の修正</p> <p>・文言の整理</p> <p>・項番の修正</p> <p>・国の改正要領と同様に、令和 6 年 4 月 1 日から適用</p>